



環境保全・省エネルギー設備資金融資 手順の流れ

◆ 融資実行までの手続

事業者 ⇄ 金融機関		事業者 ⇄ 名古屋市
金融機関に対して、融資に関する事前相談をお願いします。	事前相談	名古屋市に対して、事業内容に関する事前相談をお願いします。
	認定申請	市へ「 <u>認定申請書</u> 」および <u>必要書類一式</u> をご提出ください。 ※ 事業内容により必要書類は異なります。市へご確認ください。
事業内容につき、市が認定審査を行います。		
金融機関へ融資の申込をお願いします。 ※ 融資可否の決定は、市の「認定通知」が金融機関へ届いた後です。	融資申込 認定通知	事業内容の審査後「 <u>認定通知</u> 」を送付 ※ 市から「認定通知」を、事業者と金融機関それぞれに、同時発送します。
融資可否の決定後、金融機関から事業者あてに「 <u>融資可否決定通知</u> 」が送られてきます。 ※ 融資貸付の実施は、事業着手後に、市が金融機関に貸付実施を依頼した後です。	融資決定	
事業者は、必要な契約締結や車両発注等を行い、事業に着手してください。 <u>契約・発注の日付は「融資可否決定通知」の発行日以降（同日可）としてください。</u>		
金融機関から融資資金の貸付が行われます。 ※ 事業者からの「着手届」を確認後、市から金融機関に貸付実施を依頼します。	事業着手 融資貸付	金融機関の融資可否決定後、事業に着手し、市へ「 <u>確約書</u> 」と「 <u>着手届★</u> 」をご提出ください。（★低公害車購入は注文書の写し）
約定どおりに返済してください。	事業完了	事業完了後、市へ「 <u>完了届</u> 」をご提出ください。

◆ 定例的な手続

事業者 ⇄ 金融機関		事業者 ⇄ 名古屋市
	利子補助 案内送付	市から 11 月半ばに利子補助申請の案内を対象の事業者に送付します。
一年間の「 <u>支払利子証明書</u> 」の発行を金融機関に依頼してください。	利子補助 交付申請	申請期間内に、市へ「 <u>支払利子証明書</u> 」および <u>必要書類一式</u> をご提出ください。 ※ 申請期間は毎年 12/1～12/10（末日が休日の場合は翌開庁日まで）です。

